

平成30年3月
大東市議会
定例月議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第17号	大東市消防団員等公務災害補償条例	-----	2
・議案第18号	大東市附属機関条例	-----	4
	(付則改正)		
	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準 を定める条例	-----	10
	大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する 基準を定める条例	-----	12
	大東市人権尊重のまちづくり条例	-----	1.2
・議案第19号	大東市一般職の職員の給与に関する条例	-----	14
・議案第20号	大東市印鑑登録および証明に関する条例	-----	18
・議案第21号	大東市立幼稚園条例	-----	26
・議案第23号	大東市手数料条例	-----	28
・議案第24号	大東市介護保険条例	-----	32
・議案第25号	大東市国民健康保険税条例	-----	36
・議案第26号	大東市後期高齢者医療に関する条例	-----	46
・議案第27号	大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例	-----	50

大東市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号または第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第29条 (略)</p>

主要改正点

- ・非常勤消防団員および非常勤水防団員ならびに消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者および応急措置従事者に対する損害補償に係る補償基礎額について、扶養親族がある場合における加算額を改定したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者および第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については、300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第29条 (略)</p>

議案第18号

大東市附属機関条例

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

大東市人権尊重のまちづくり条例

新			
(大東市附属機関条例)			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	大東市総合計画審議会	大東市総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	(略)	(略)
	大東市建設事業事後評価委員会	(略)	(略)
	大東市総合評価審査委員会	(略)	(略)
	大東市産業振興市民会議	(略)	(略)
	大東市特別職報	議会の議員の議員報酬および政務活動費	10人以内

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会、大東市自殺対策計画策定委員会および大東市景観審議会を加えたこと。

新旧対照表

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	(略)	(略)
	大東市建設事業事後評価委員会	(略)	(略)
	大東市総合評価審査委員会	(略)	(略)
	大東市産業振興市民会議	(略)	(略)

新

酬等審議会	の額ならびに市長、副市長、教育長および上下水道事業管理者の給料の額についての審議に関する事務	
大東市退職手当審査会	一般職の職員の退職手当の支給制限等の処分についての審議に関する事務	5人以内
大東市住居表示審議会	住居表示整備事業に関する重要事項についての調査審議に関する事務	15人以内
大東市いじめ問題再調査委員会	(略)	(略)
大東市人権擁護施策推進審議会	人権擁護施策に関する基本的事項についての調査審議に関する事務	15人以内
大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会	大東市男女共同参画社会行動計画についての調査審議に関する事務	15人以内
大東市福祉事務所養護老人ホーム入所判定委員会	(略)	(略)
大東市地域福祉計画策定市民会議	(略)	(略)
大東市社会福祉法人設立認可等審査会	(略)	(略)
大東市障害者長期計画作成市民会議	(略)	(略)
大東市障害福祉計画作成市民会議	(略)	(略)

旧

大東市いじめ問題再調査委員会	(略)	(略)
大東市福祉事務所養護老人ホーム入所判定委員会	(略)	(略)
大東市地域福祉計画策定市民会議	(略)	(略)
大東市社会福祉法人設立認可等審査会	(略)	(略)
大東市障害者長期計画作成市民会議	(略)	(略)
大東市障害福祉計画作成市民会議	(略)	(略)

新

議会		
大東市空家等対策協議会	(略)	(略)
大東市緑の基本計画策定市民会議	(略)	(略)
大東市地域公共交通会議	(略)	(略)
大東市景観審議会	大東市景観計画についての調査審議および景観形成に関する重要事項についての調査審議等に関する事務	15人以内
大東市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議およびその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人以内
教育委員会		

(大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(基準の向上)

第4条 市長は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)に規定する大東市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

旧

議会		
大東市空家等対策協議会	(略)	(略)
大東市緑の基本計画策定市民会議	(略)	(略)
大東市地域公共交通会議	(略)	(略)
教育委員会		

第1条 ～ 第3条 (略)

(基準の向上)

第4条 市長は、大東市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第35号)に規定する大東市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

新

2 (略)

第5条 ～ 第49条 (略)

(大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(基準の向上)

第3条 市長は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)に規定する大東市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)に対し、運営基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 (略)

第4条 ～ 第21条 (略)

(大東市人権尊重のまちづくり条例)

前文 (略)

第1条 ～ 第5条 (略)

(審議会への諮問等)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりに係る施策について必要がある場合、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)に規定する大東市人権擁護施策推進審議会に諮問をすることができる。

第7条 (略)

旧

2 (略)

第5条 ～ 第49条 (略)

第1条 ～ 第2条 (略)

(基準の向上)

第3条 市長は、大東市児童福祉審議会条例(昭和49年条例第20号)に規定する大東市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)に対し、運営基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 (略)

第4条 ～ 第21条 (略)

前文 (略)

第1条 ～ 第5条 (略)

(審議会への諮問等)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりに係る施策について必要がある場合、大東市人権擁護施策推進審議会条例(平成12年条例第1号)に規定する大東市人権擁護施策推進審議会に諮問をすることができる。

第7条 (略)

大東市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第17条 <u>住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</u></p> <p>(1) <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員で世帯主であるもの 家賃の月額から12,000円を控除した額</u></p> <p>(2) <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員で世帯主であるもの 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 ～ 第27条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p>

主要改正点

- ・住居手当の額を変更したこと。
- ・勤勉手当の額の算出方法を変更したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第17条 <u>住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額40,000円以上の家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(2) <u>自ら居住するため住宅を借り受け、月額20,000円以上40,000円未満の家賃を支払っている職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) <u>自ら居住するため住宅を借り受け、月額11,500円以上20,000円未満の家賃を支払っている職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(4) <u>自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,500円未満の家賃を支払っている職員で世帯主であるもの</u></p> <p>2 <u>住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 27,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 15,500円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員 11,500円</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に掲げる職員 家賃相当額</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 ～ 第27条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p>

新

- 2 (略)
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「第27条第5項」とあるのは「第27条第6項において読み替えられた同条第5項」とする。
- 6 (略)
- 第28条の2 ～ 第37条 (略)

旧

- 2 (略)
- 3 第27条第4項および第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第27条第2項」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第27条第4項」と読み替えるものとする。
- 4 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「第27条第4項および第5項」とあるのは「第27条第6項において読み替えられた同条第4項および第5項」とする。
- 5 (略)
- 第28条の2 ～ 第37条 (略)

大東市印鑑登録および証明に関する条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 印鑑登録証 印鑑の登録者を識別するため、当該印鑑登録者に係る磁気情報を入力できるカードをいう。</p> <p>(2) 外国人住民 日本国籍を有しない者のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者で、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。</p> <p>第3条 ~ 第6条 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

主要改正点

- ・個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請について規定したこと。
- ・自動交付機に関する規定を削除したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 印鑑登録証 印鑑の登録者を識別するため、<u>暗証番号その他</u>当該印鑑登録者に係る磁気情報を入力できるカードをいう。</p> <p>(2) <u>暗証番号</u> 印鑑登録証の不正な使用を防止するため、暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。</p> <p>(3) <u>自動交付機</u> 本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された本人識別機能を持ったカード専用の端末機をいう。</p> <p>(4) <u>住民基本台帳カード</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。</p> <p>(5) 外国人住民 日本国籍を有しない者のうち住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者で、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。</p> <p>第3条 ~ 第6条 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新

(印鑑登録証の交付)

第8条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付するものとする。

第9条 (略)

(登録事項の変更)

第10条 市長は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更が生じたときは、職権で当該変更があった事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(印鑑登録の廃止)

第11条 (略)

- (1) (略)
- (2) 登録されている印鑑を亡失し、発見に至らないとき。
- (3) 印鑑登録証を亡失し、発見に至らないとき。
- (4) (略)

第12条 (略)

旧

(印鑑登録証の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付し、または印鑑登録者が交付を受けている住民基本台帳カードに必要な情報を記録するものとする。

第9条 (略)

(登録事項の変更)

第10条 印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更が生じたときは、印鑑登録者またはその代理人が印鑑登録証または住民基本台帳カード（大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定により印鑑登録証としての情報が記録されているものに限る。以下同じ。）を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったときまたは印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、職権で当該変更があった事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(印鑑登録の廃止)

第11条 (略)

- (1) (略)
- (2) 登録されている印鑑を亡失したとき。
- (3) 印鑑登録証を亡失したとき。
- (4) (略)

第12条 (略)

(暗証番号)

第13条 自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて（印鑑の登録を同時に行うときを除く。）、あらかじめ暗証番号の登録を、印鑑登録者自ら市長に申請し、登録を受けなければならない。

2 暗証番号を登録した印鑑登録者（以下「暗証登録者」という。）は、登録された暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて、自ら

新

第13条 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。

2 (略)

(個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請等)

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録を受けたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

(代理人)

第16条 印鑑登録者が第8条または第11条の申請等を自ら行うことができないとき

旧

市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の申請を受けたときは、当該申請をした者が本人であることおよび当該申請が本人の意思に基づくものであることを、規則で定めるところにより確認しなければならない。

4 暗証登録者は、登録された暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを添えて、市長に申請しなければならない。

第14条 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証または住民基本台帳カードを提示して市長に申請しなければならない。

2 (略)

(自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請)

第16条 前条の規定にかかわらず、暗証登録者は、自ら自動交付機に印鑑登録証または住民基本台帳カードおよび暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、自動交付機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(代理人)

第17条 印鑑登録者が第8条、第11条または第13条第4項の申請等を自ら行うこと

新

は、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

旧

ができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

大東市立幼稚園条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第5条 (略)

(預かり保育の対象者)

第6条 預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時まで幼稚園において実施する教育活動をいう。以下同じ。)の対象者は、保護者が預かり保育を受けることを希望する園児とする。

(保育料等)

第7条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 預かり保育料 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額

ア 預かり保育を受ける時間が教育時間の終了後から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額200円

イ 預かり保育を受ける時間が教育時間の終了後から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円

第8条 ～ 第11条 (略)

主要改正点

- ・預かり保育の実施時間を延長し、預かり保育を受ける時間に応じた預かり保育料を規定したこと。

旧

第1条 ～ 第5条 (略)

(預かり保育の対象者)

第6条 預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後から午後5時まで幼稚園において実施する教育活動をいう。以下同じ。)の対象者は、保護者が預かり保育を受けることを希望する園児とする。

(保育料等)

第7条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 預かり保育料 預かり保育を受ける園児1人につき日額200円

第8条 ～ 第11条 (略)

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
1 ~ 18 (略)		
19 介護保険法 (平成9年法律第123号) に基づくもの	(略)	(略)
	<u>介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 (同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。)</u> の更新の申請 (以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請」という。)	1件につき 10,000円
	<u>介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請</u>	1件につき 30,000円
	<u>介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請</u>	1件につき 10,000円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

主要改正点

- ・介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に関する手数料を追加したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
1 ~ 18 (略)		
19 介護保険法 (平成9年法律第123号) に基づくもの	(略)	(略)
	<u>介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 (同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。)</u> の更新の申請 (以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請」という。)	1件につき 10,000円
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

新

	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

旧

	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

議案第24号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略)
(保険料率)
第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,280円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,420円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,420円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,904円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,560円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91,872円</u>
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） <u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u> が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>99,528円</u>
ア 合計所得金額が1,200,000円以上 <u>2,000,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

主要改正点

- ・平成30年度から平成32年度までの介護保険料等について規定したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略)
(保険料率)
第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,920円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,380円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,380円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,856円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,840円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,808円</u>
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,792円</u>
ア 合計所得金額が1,200,000円以上 <u>1,900,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

新

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 114,840円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,152円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 137,808円

ア ~ イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 153,120円

ア ~ イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 168,432円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,452円とする。

第5条 ~ 第16条 (略)

(過料)

第17条 ~ 第18条 (略)

第19条 市は、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第20条 ~ 第21条 (略)

旧

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,760円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,728円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 125,712円

ア ~ イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 139,680円

ア ~ イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 153,648円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,428円とする。

第5条 ~ 第16条 (略)

(過料)

第17条 ~ 第18条 (略)

第19条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第20条 ~ 第21条 (略)

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>

主要改正点

- ・国民健康保険事業において、大阪府も事業の運営主体となることに伴い、国民健康保険税の課税額を変更したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）および後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）ならびに当該世帯主および当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

新

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.08を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,611円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 （略）

旧

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.10を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,540円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 （略）

新

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 29,668円

(2) 特定世帯 14,834円

(3) 特定継続世帯 22,251円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.49を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,478円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 （略）

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,970円

(2) 特定世帯 4,985円

(3) 特定継続世帯 7,477円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.42を乗じて算定する。

旧

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 33,900円

(2) 特定世帯 16,950円

(3) 特定継続世帯 25,425円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.74を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,880円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 （略）

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,220円

(2) 特定世帯 4,610円

(3) 特定継続世帯 6,915円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.80を乗じて算定する。

新

第9条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について17,228円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 20,768円

(イ) 特定世帯 10,384円

(ウ) 特定継続世帯 15,576円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,535円

エ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,979円

(イ) 特定世帯 3,490円

(ウ) 特定継続世帯 5,234円

オ (略)

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,306円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 14,834円

(イ) 特定世帯 7,417円

(ウ) 特定継続世帯 11,126円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

旧

第9条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16,478円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 23,730円

(イ) 特定世帯 11,865円

(ウ) 特定継続世帯 17,798円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,116円

エ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,454円

(イ) 特定世帯 3,227円

(ウ) 特定継続世帯 4,841円

オ (略)

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,770円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 16,950円

(イ) 特定世帯 8,475円

(ウ) 特定継続世帯 12,713円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

新

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,239円

エ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4,985円

(イ) 特定世帯 2,493円

(ウ) 特定継続世帯 3,739円

オ（略）

(3)（略）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,923円

イ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 5,934円

(イ) 特定世帯 2,967円

(ウ) 特定継続世帯 4,451円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,296円

エ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1,994円

(イ) 特定世帯 997円

(ウ) 特定継続世帯 1,496円

オ（略）

第23条の2 ～ 第27条（略）

旧

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,940円

エ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4,610円

(イ) 特定世帯 2,305円

(ウ) 特定継続世帯 3,458円

オ（略）

(3)（略）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,708円

イ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,780円

(イ) 特定世帯 3,390円

(ウ) 特定継続世帯 5,085円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,176円

エ（略）

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1,844円

(イ) 特定世帯 922円

(ウ) 特定継続世帯 1,383円

オ（略）

第23条の2 ～ 第27条（略）

大東市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項 <u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 <u>(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)</u> をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 <u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 <u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2号に</u>規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>第4条 ～ 第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>

主要改正点

- ・国民健康保険の被保険者であった者で後期高齢者医療の被保険者となった者に係る住所地特例について規定したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 <u>(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)</u> をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った同</u>号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>第4条 ～ 第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>

新

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

旧

第1条 (略)

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期までの間は徴収を行わず、第4期から徴収を開始するものとする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

第3条 (略)

第4条 (略)

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第3条 (略)

(駐車場を使用できる車両)

第4条 (略)

- (1) 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する中型自動車、準中型自動車および普通自動車(次号を除き、以下「自動車」という。)
- (2) 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車(以下「自動二輪車」という。)

(3) (略)

(4) (略)

(取扱区分および取扱時間)

第5条 (略)

2 (略)

取扱区分	摘要
定期駐車	<u>自動二輪車</u>
	原動機付自転車
	自転車
一時駐車	

3 駐車の入出場に係る取扱時間について、原動機付自転車および自転車にあっては午前4時30分から翌日午前1時30分まで、自動車および自動二輪車にあっては終日とする。

主要改正点

- ・定期駐車として駐車場を使用できる車両に自動二輪車を加えること等について規定したこと。

旧

第1条 ～ 第3条 (略)

(駐車場を使用できる車両)

第4条 (略)

- (1) 法第2条第1項第9号に規定する自動車(大型および普通自動二輪車(側車付きのものを含む。))を含む。)で、法第3条に規定する大型自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの(以下「自動車」という。)

(2) (略)

(3) (略)

(取扱区分および取扱時間)

第5条 (略)

2 (略)

取扱区分	摘要
定期駐車	
	原動機付自転車
	自転車
一時駐車	

3 駐車の入出場に係る取扱時間について、原動機付自転車および自転車にあっては午前4時30分から翌日午前1時30分まで、自動車にあっては終日とする。

新

4 (略)

第6条 ～ 第12条 (略)

(遵守事項)

第13条 (略)

(1) 駐車する自動車等は定められた枠内に整然と駐車し、自動車、自動二輪車および原動機付自転車は必ずエンジンを停止するとともに、施錠を確実にすること。

(2) ～ (9) (略)

第14条 ～ 第20条 (略)

別表 (第9条関係)

区分	種別	摘要	駐車料金
定期駐車	<u>自動二輪車のうち、総排気量が50CCを超え、125CC以下のもの</u>	1か月	<u>3,300円</u>
		3か月	<u>9,000円</u>
	<u>自動二輪車のうち、総排気量が125CCを超えるもの</u>	1か月	<u>4,000円</u>
		3か月	<u>10,800円</u>
	原動機付自転車	(略)	(略)
		(略)	(略)
	自転車	(略)	(略)
		(略)	(略)

旧

4 (略)

第6条 ～ 第12条 (略)

(遵守事項)

第13条 (略)

(1) 駐車する自動車等は定められた枠内に整然と駐車し、自動車および原動機付自転車は必ずエンジンを停止するとともに、施錠を確実にすること。

(2) ～ (9) (略)

第14条 ～ 第20条 (略)

別表 (第9条関係)

区分	種別	摘要	駐車料金等	
定期駐車		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
	<u>定期駐車券を紛失または破損したとき</u>			
	<u>原動機付自転車</u>	<u>定期駐車券再発行実費負担分</u>	<u>1,000円</u>	
<u>自転車</u>				

新

一時駐車			
------	--	--	--

備考 定期駐車券（自動二輪車に係るものを除く。）を紛失または破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、1,000円を徴収する。

旧

一時駐車			
------	--	--	--

印刷物番号

29-84